

第2期北海道青少年健全育成基本計画の策定方針について

1 計画策定の趣旨

現行計画は、北海道青少年健全育成条例に基づき、平成20年度から概ね10年間にわたる計画として策定。

第2期計画は近年の社会情勢の変化のスピードに対応するため、計画期間を令和2年4月から5年間として策定する。

(基本計画)

第9条 知事は、青少年の健全な育成に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、青少年の健全な育成に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を定めなければならない。

2 計画の位置付け

(1) 北海道青少年健全育成条例第9条に基づく「基本計画」

(2) その他

- ・子ども・若者育成支援推進法に基づく都道府県子ども・若者計画
- ・北海道総合計画の特定分野別計画
- ・SDGs（持続可能な開発目標）の達成に資する計画

3 計画の基本的な考え方

(1) 対象とする青少年の範囲

条例における規制の対象年齢である18歳未満を青少年の範囲の中心とするが、広義には、「子ども・若者計画」の対象年齢である40歳未満までを対象とする。

(基本理念)

第2条 青少年の健全な育成は、青少年が、豊かな人間性をはぐくみ、心身ともに健やかに成長するとともに、社会とのかかわりを自覚しながら、次代の社会の担い手として自立することを旨として、その発達段階に応じた必要な配慮をもって行われなければならない。

2 青少年の健全な育成は、家庭、学校、事業者、地域社会、行政機関等の相互の連携の下に、社会全体で行われなければならない。

(2) 計画のテーマ（サブタイトル）（案）

「青少年が健やかに成長し、自立できる社会を目指して」

(3) 計画の構成

- 第1章 基本事項
- 第2章 青少年を取り巻く環境の変化と課題
- 第3章 青少年健全育成の基本的考え方
- 第4章 推進体制
- 第5章 年齢期ごとの主な取組

(4) 施策の体系

基本理念（条例第2条） ⇨ 施策の基本方針（条例第8条）

- ①施策の目標 (7項目)
- ②主な取組 (22項目)
- ③年齢期ごとの主な取組 (48項目)
- ④個別事業

